

令和７年度川越市食品衛生監視指導計画（案）に対するご意見と本市の考え方について

令和７年度川越市食品衛生監視指導計画（案）につきまして、令和７年１月２０日から令和７年２月１８日までの間ご意見を募集したところ、１名の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方をとりまとめたので、お知らせします。

項目		意見の概要	意見に対する市の考え方
第４ 監視指導計画	２ 重点的監視事項	（２）「食中毒病因物質別対策」の中で、ジビエ料理の取扱いについての記載がない。ジビエ料理が増えているのでもう少し文言を加えた方が良い。	野生鳥獣肉（ジビエ）については加熱不十分によるＥ型肝炎ウイルスや寄生虫等の食中毒リスクがあります。本課では、７ページ「第４ 監視指導計画 ２ 重点的監視事項 （２）食中毒病因物質対策 ア カンピロバクター及び腸管出血性大腸菌対策」に記載しておりますとおり、食肉を取り扱う施設に対し、食肉の取扱いに重点を置いた指導を実施しております。
		弁当について最近、店舗を持たない、いわゆる出張型の業者が増加している。直射日光や湿度などの気温が高く、弁当の全体が悪くなる。もう少し対策を入れた方が良い。	出張型の弁当販売業者については、食品営業届の提出が必要となっております。当課では、７ページ「第４ 監視指導計画 ２ 重点的監視事項 （１）ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の徹底」及び１８ページ「第７ 食品等事業者の自主的衛生管理の推進」に記載しておりますとおり食品営業届受理時、監視指導時等に、業者に対しＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の実施状況等を確認し、必要な指導、助言等を実施しております。